

手続名
訪問入浴サービス

担当課・係（連絡先）

障がい福祉課相談支援係（049-251-2711 内線337）

手続説明

- ・概要
介護保険制度等での入浴サービスが利用できず、本事業の利用を図らなければ、入浴が困難な身体障がい児・者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するもの。
- ・要件
身体障害者手帳の交付を受けている方、児童福祉法に規定する障害児の方で、本事業の利用を図らなければ入浴が困難な方

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fuimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・申請書（様式第1号）
- ・入浴承諾書（様式第2号）
- ・医師の診断書（様式第3号）

手続詳細URL
https://www.city.fuimi.saitama.jp/kenko_fukushi_iryu/05syougaisya/iiritsu/index.files/siori.pdf

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし